○**農林水産省告示第八百三十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市大栃山字黒又山一三六六（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第八百三十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市川治温泉川治字数老二九五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第八百三十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字堀切谷二七〇一の一五（国有林。次の図に示す部分に限る。）・二七四四の四四（国有林）、二七一一の一・二七四四の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七四二、二七四四の一二、二七四四の一三、二七四四の三三、二七四四の四五、字椎木ヶ堂二七四八の六・二七四八の九・二七四八の二六・二七四八の二七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二七四六、二七五二の一、字甘ヶ瀬二七五三の一の一、二七五三の一の二四、二七五三の七から二七五三の一〇まで、二七五三の一二、二七五三の三〇、字琵琶ノ首二八一四の一・二八一五の三〇・二八一五の四九・二八三〇の一・二八三四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二八一四の一二、二八一四の一三、二八二六の一、二八二六の八、二八二六の九、二八二九の一、二八二九の四、二八二九の五、二八三〇の四、二八三〇の五、二八三〇の七、二八三一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第八百三十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十六年三月十九日農林省告示第五百十五号（一に係るものに限る。）、平成元年十一月二十九日農林水産省告示第千五百九十号（二に係るものに限る。）、平成二年六月十一日農林水産省告示第七百三十八号（四に係るものに限る。）、平成三年八月十九日農林水産省告示第千四十四号（三に係るものに限る。）、平成五年一月十三日農林水産省告示第三十五号（一に係るものに限る。）、平成七年十一月七日農林水産省告示第千七百四十二号（四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第八百三十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市宮野下字台ケ浴一一九、一一〇、一一二一の一、仁保下郷字下滝ケ浴一〇六三、一〇六六、一〇六七、一〇六九、一〇七〇、一〇七二、字上滝ケ浴一〇七五、一〇七七から一〇八〇まで、一〇八二から一〇八五まで、一〇八七から一〇九〇まで、一〇九二、一〇九三、字塩合二四四二の一、鋳銭司字福西一二四六の一六、下小鯖字長浴一九一一、字見久保一九二六の二、宮野上字赤潰二六四一の一、二六四一の三、字朶尾二六四二、周南市大字大潮字下ノ原一三の一、五八三から五八五まで、五八六（次の図に示す部分に限る。）、字原一四の一、一六の一、一七、一八、一九の一、一九の二、字休木一五二九の一、大字鹿野上字大土地二八九の一、字畑ケ谷三七一の五、三七一の六、字神柱一二二二、三九五一、三九五四、字大迫一二六二から一二六六まで、一二六八、一二六九、一二七一、一二七九から一二八一まで、字上神柱四一七五、四一七九、四一八〇、四一八二、四一八八、四一八九、四一九六、四一九八から四二〇三まで

○**農林水産省告示第八百三十八号**

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び取下げ年月日 |
|---|---|---|---|
| Citrullus lanatus (Thunb.) Matsum. & Nakai | SP-5 | Syngenta Participations AG Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland | 第28942号<br>平成28年1月19日 |
| Erysimum L. | ビー　イエロー | 矢澤稔<br>埼玉県鴻巣市北根1306 | 第26835号<br>平成28年1月4日 |
| Helianthus L. x Hibiscus L. | 真夏（まなつ） | 塩澤登<br>長野県北佐久郡立科町茂田井642の2 | 第27364号<br>平成28年1月26日 |
| Helianthus L. x Lilium L. | Paradise | 〃 | 第27453号<br>平成28年1月26日 |
| Helianthus L. x Rudbeckia L. | 晴日登（はれびと） | 〃 | 第27363号<br>平成28年1月26日 |
| Hemizygia (Benth.) Briq. | anai01 | 有限会社サザンガーデン<br>大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑新田1144 | 第26971号<br>平成28年1月28日 |